

第47回

法律研究部で活躍する若手に聞く～インターネット法律研究部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 菅沼 匠 (65期)

法律研究部で活躍する若手に聞くシリーズ第6弾として、前回の自治体等法務研究部に引き続き、今回は、インターネット法律研究部に所属の伊藤雅浩会員（61期）にお話を伺いました。

——インターネット法律研究部の概要について教えてください。

インターネット法律研究部では、インターネットに関連した法律分野について、過去の判例等の事例や、新しいインターネットサービスで生じている問題点、海外の状況等を研究しています。この部では、特定の法律に限定して研究しようとするのではなく、インターネットに関連した法律分野について、幅広く扱っています。

当部は2000年に設立されました。部員は、2013年7月10日現在、178名所属しています。60期代の若手が多く、また、インターネット業界の大手企業に所属する企業内弁護士も多く参加している点が特徴です。

——どのような活動をしているのでしょうか。

具体的な活動としては、定例会、懇親会、当会が主催する研修会での講師活動などです。

まず、定例会は、毎月1回行っています。定例会では、インターネットに関連したテーマを決め、このテーマに対して、部員の1人が調査を行い、定例会の場で他の部員の前で発表します。この定例会では、発表後に質疑応答の時間もそれなりにとっているため、部員全員が参加するかたちで知識を深めていくことができます。また、年に1回、大学の先生を招いて、インターネットに関する最近の判例の解説をしてもらったりもしています。参加者は若手が多い

ため、なるべく発言しやすい雰囲気をつくるように心がけています。

次に、懇親会は、年に2回実施しています。この懇親会を通じ、部員同士の交流を深めることができ、同じインターネット分野に興味をもつ知人をつくることができます。

さらに、当会主催で、全6回の専門講座を年に1度実施しています。この研修会では、インターネットに関する法律について、6回の講義をそれぞれ異なるテーマに分け、インターネット法律研究部に所属する弁護士が分担して講師をしています。

本の出版については、2005年に「Q&Aインターネットの法的論点と実務対応」（ぎょうせい）という書籍を出版していますが、だいぶ時間も経過していますので、新しいテーマを取り込んで出版していきたいと思っています。

——インターネットに関連する法律分野とは、具体的にはどのような法律分野について研究をしているのでしょうか。

インターネットに関するものであれば、なんでも取り扱います。民事や刑事は問いません。知的財産権に関するもの、名誉毀損に関するものもよく扱いますし、プロバイダ責任制限法に関するものや、資金決済法、景品表示法、個人情報保護法に関するものまで幅広く扱っています。ガイドライン、政府の報告書等も研究の対象ですね。



伊藤 雅浩 会員 (61 期)

インターネット法律研究部へは弁護士登録1年目より所属し、現在、事務局次長に就任。弁護士業務でも、インターネットに関連する契約、紛争を多く扱っている。

—— 専門用語の理解やITスキルがある弁護士でなければ、所属することは難しいのでしょうか。

特に専門用語を知っていたり、ITスキルがあることまでは要求していません。定例会では、発表者が聞き手に対して専門用語等を分かりやすく説明することとしています。また、発表後には質疑応答の時間を設けており、自由闊達な意見交換もされていますので、難しい用語等はこの質疑応答の時間でも理解できます。参加している弁護士の中にも、インターネット分野の業務は扱ってはいないものの、興味を持って参加しているという弁護士も多くいます。

—— 印象に残っている活動を教えてください。

弁護士登録をして1年目の時に、初めて定例会で発表したときのことです。当時、「インターネットサービスにおける違法・適法の境界と弁護士のアドバイス」などと銘打った挑戦的なテーマで、主に著作権侵害が問題となるサー

ビスについて判例調査をベースに、どこまでが適法であり、どこからが不適法なのか、あるいはグレーのサービスについて弁護士としてどう対処すべきかということ进行分析して発表しました。テーマは自分で選んだものです。今思うと、かなり杜撰な発表でしたが、諸先輩方のご意見もうかがえましたし、自分自身にとっても大変勉強になりました。

—— 部に入って良かったことはありますか。

定例会を通じてインターネットの法律分野についての知識が深まったことももちろんですが、一番良かったことは、この分野を取り扱う諸先輩方と知り合うことができたことです。

—— 最後に、インターネット法律研究部の魅力をお話しいただけますか。

まず、部員の活動内容の自由度が高いところが魅力的だと思います。例えば、定例会では、テーマは発表者自身で選べます。しかも、テーマはインターネットに関連していれば良いので、テーマを選ぶ際の制約も少ないため、各弁護士が幅広い分野から興味のあるテーマを選び、そのテーマに対して集中して調査や発表をすることができます。

また、インターネットに関する最新の勉強をする機会や、人前で発表する機会が得られるところも魅力的だと思います。定例会の参加者は10名から20名ほどなので、勉強するにはほどよい規模です。

さらに、定例会の出席者には60期代の若手弁護士が多いので、若手が活躍できる場面が多いところも魅力的なところですよ。

部費はありませんので、是非、興味を持ちましたら参加してください。